

第4章 道路整備の基準

1. 道路の区分

(1) 道路構造令における道路区分

道路構造令（昭和45年政令第320号）において、道路の種類及び道路の存する地域により表4-1のとおり道路が区分されています。市道については、地方部が第3種、都市部が第4種に区分され、それぞれ計画交通量や地形の状況により表4-2のとおり細かく分類されています。

表4-1 道路の区分

道路の種類	道路の存する地域	
	地方部	都市部
高速自動車国道 及び自動車専用道路	第1種	第2種
その他の道路 (一般国道、都道府県道、市町村道)	第3種	第4種

※ 都市部 … 市街地を形成している地域または市街地を形成する見込みの多い地域。

地方部 … 都市部以外の地域。

表4-2 市道の種級区分

地域	種別	級別	計画交通量(台/日)					
			20,000以上	20,000～ 10,000	10,000～ 4,000	4,000～1,500	1,500～500	500未満
地方部	第3種	第2級	市道(平地)					
		第3級	市道(山地)			市道(平地)		
		第4級				市道(山地)	市道 (平地・山地)	
		第5級						市道 (平地・山地)
都市部	第4種	第1級	市道					
		第2級			市道			
		第3級				市道		
		第4級						市道

(2) 道路の機能分担による道路区分

それぞれの道路が担う機能分担により、道路を表 4-3 のとおり分類するものとします。

表 4-3 道路の機能分担による道路区分

道路区分	機能分担	該当する道路
広域幹線道路	<ul style="list-style-type: none">・広域的に都市と都市を結ぶ道路。・交通量が多く、通過交通を処理する道路。・高水準の規格を備えた道路。	国道 50 号、 国道 293 号
主要幹線道路	<ul style="list-style-type: none">・都市と都市を結ぶ道路。・都市の骨格を形成する道路。・高水準の規格を備えた道路。	主要地方道、 一般県道等
幹線道路	<ul style="list-style-type: none">・主要幹線道路を補完する道路。・集落と集落を結ぶ道路。・比較的高水準な規格を備えた道路。・都市全体に網目状に配置される。	主要な市道等
生活道路	<ul style="list-style-type: none">・集落内の道路。・個々の宅地から幹線道路等に至るまでの道路。・地域住民の生活に密着した道路。	その他の市道
その他の道路	<ul style="list-style-type: none">・上記に区分されない狭小道路等	認定外道路、 農道、林道 私道等

本計画において、栃木市道路構造条例（平成 24 年栃木市条例第 46 号。以下「道路構造条例」という。）で定める道路の区分ごとの基準を基本に、表 4-3 の幹線道路及び生活道路に係る具体的な道路構造の基準を定めるものとします。

2. 幹線道路の道路構造基準

(1) 道路の幅員

道路構造条例で定める車線数、車線の幅員、路肩により道路幅員を整理すると、表 4-4 のとおりとなります。

本市の幹線道路の整備にあたっては、道路構造条例で定める最小道路幅員 7メートルに排水等構造物を含めた道路幅員 8メートル以上を基本とします。

表 4-4 道路構造条例による道路の幅員 (単位:m)

道路の区分		車線数	車線幅員	車道幅員	路肩(片側)	道路幅員
第3種 (地方部)	第2級	2車線	3.25	6.50	0.75	8.0
	第3級	2車線	3.00	6.00	0.75	7.5
	第4級	2車線	2.75	5.50	0.75	7.0
第4種 (都市部)	第1級	2車線	3.25	6.50	0.50	7.5
	第2級	2車線	3.00	6.00	0.50	7.0
	第3級	2車線	3.00	6.00	0.50	7.0

※ 第4種であっても、市街地で用地確保の問題等により普通道路での整備が困難なときは、小型道路で整備するものとし、この場合車線幅員は2.75mとする。(普通道路:小型自動車、普通自動車、セミトラ一ラ連結車の通行の用に供する道路。小型道路:小型自動車等のみの通行の用に供する道路。)

(2) 歩道の設置

歩道については、その道路の存する地域の特性や歩行者数を勘案し、必要に応じて設置するものとします。

道路構造条例において、歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上と定めています。

本市の歩道の設置にあたっては、歩道と車道を区別する縁石を設けた場合に2メートルの有効幅員を確保するため、歩道幅員2.5メートル以上を基本とします。

なお、歩道を設置した場合、路肩は0.5メートルに縮小することができるとされており、歩道を設置した場合の道路幅員は表 4-5 のとおり整理されます。

また、幹線道路の道路幅員及び横断面構成は表 4-6 のとおり整理されます。

表 4-5 歩道を設置した場合の道路幅員

道路の区分	車道幅員	歩道	路肩(片側)		道路幅員	
			歩道側	両側歩道	片側歩道	
第3種 (地方部)	5.50m以上	2.5m以上	0.75m	0.50m	11.5m以上	9.25m以上
第4種 (都市部)	6.0m以上	2.5m以上	0.5m	0.5m	12.0m以上	9.5m以上

表 4-6 幹線道路構造基準(道路幅員及び横断面構成)

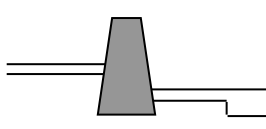
		道路幅員及び横断面構成
歩道あり	第3種	<p>・道路幅員 11.5m 以上 (道路幅員 9.25m 片側歩道の場合)</p> <p>11.5 以上</p>
	第4種	<p>・道路幅員 12.0m 以上 (道路幅員 9.5m 片側歩道の場合)</p> <p>12.0 以上</p>
歩道なし	第3種	<p>・道路幅員 8.0m 以上 歩道なし</p> <p>8.0 以上</p>
	第4種	<p>・道路幅員 8.0m 以上 歩道なし</p> <p>8.0 以上</p>

(3) 歩道の構造

歩道の構造は、フラット、セミフラット、マウントアップ形式があり、その特徴は表 4-7 のとおり整理され、総合的に見るとセミフラット形式が最も高く評価されます。

本市における歩道の設置にあたっては、バリアフリーの観点及び歩行者、自転車等の通行量や地形等を考慮し、その構造形式を選択するものとします。

表 4-7 歩道の各形式の特徴

		フラット	セミフラット	マウントアップ
略 図		(歩道部) (車道部) 	(歩道部) (車道部) 	(歩道部) (車道部) 
波打ち		○ 発生しない	○ 発生しない	△ 発生する可能性がある
車両乗入れ部	視覚障害者	× 歩車道境界の確認がしづらい	△ 縁石の構造によっては、横断歩道接続部等との区別がつかない場合がある	○
	車いす使用者	○	○	△ すりつけこう配が発生するため、通行性が劣る
	高齢者	○	○	△ 同上
	対策	・縁石の構造による工夫が必要である	・縁石の構造による工夫が必要である	・有効幅員外に車両乗入れ部を設ける
横断歩道接続部等	視覚障害者	△ 歩車道境界を確認がしづらい	△ 縁石の構造によっては認識しづらい場合がある	○
	車いす使用者	○	△ フラットと比較すると通行性が劣る(段差)	△ 段差とこう配により通行性が劣る
	高齢者	○	△ 段差によりつまずく可能性がある	△ 同上
	対策	・横断歩道接続部等に視覚障がい者誘導用ブロックを適切に設置する ・縁石線により適切に区分する ・縁石の構造による工夫が必要である	・横断歩道接続部等に視覚障がい者誘導用ブロックを適切に設置する ・縁石の構造による工夫が必要である	・横断歩道接続部等に視覚障がい者誘導用ブロックを適切に設置する ・縁石の構造による工夫が必要である ・こう配の緩和や波打ち歩道としない工夫が必要である
排水処理		△ 雨水が車道側から流入する可能性がある	○	○
	対策	・雨水ます等の設置が必要である		
総合評価		△	○	△

(出典: 道路の移動円滑化整備ガイドライン)

3. 生活道路の道路構造基準

(1) 道路の幅員

生活道路は、道路構造条例において主として3種5級及び4種4級に区分されます。3種5級及び4種4級の道路には車線がなく、車道のみで構成される道路であり、停車、乗用車相互のすれ違い、消防活動等を考慮し、車道の幅員は4メートルとされています。最小道路幅員は、車道幅員（4メートル）に、路肩の最低幅員（片側0.5メートル）を加え、5メートルになります。

本市の生活道路の新設または改良においては、道路構造条例の考え方に基づき、道路幅員5メートル以上を基本とします。

図 4-1 生活道路の道路幅員

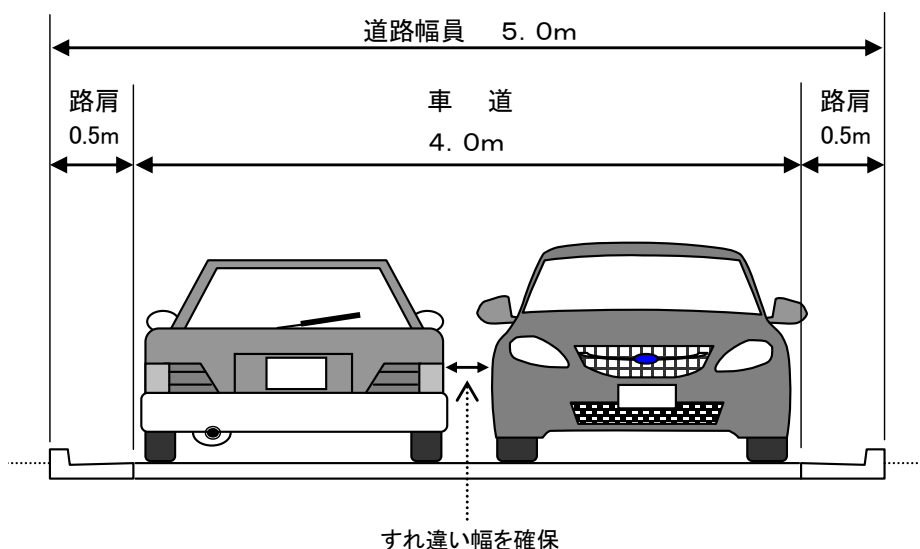


表 4-8 市道の道路幅員の基準【再掲】

種 別	幅 員
幹線道路	8.0m 以上
生活道路	5.0m 以上

(2) 歩道の設置

歩道の設置については、幹線道路に準ずるものとします。